

第 15 号

徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市西新浜町二丁目3番78号
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。